

2023年9月号

ビジネスと人権：「人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権 DD”」

- I. はじめに
- II. 人権×M&A
- III. 強化された人権 DD
- IV. 「責任ある撤退」の意義及び対応方法
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 梅津 英明
TEL. 03 6212 8347
hideaki.umetsu@mhm-global.com
弁護士 白井 俊太郎
TEL. 03 6213 8110
shuntaro.shirai@mhm-global.com
弁護士 工藤 恭平
TEL. 03 6266 8584
kyohei.kudo@mhm-global.com

I. はじめに

2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます。）が策定されて以降、近時、欧米諸国を中心にビジネスと人権に関する取組みが活発になっています。日本においても、日本政府が2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「日本政府ガイドライン」といいます。）を策定し、また、2023年4月に経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

このような状況においては、これまで「ビジネスと人権」の取組みとの関係が意識されることが多くなかった法分野についても、企業に「ビジネスと人権」に関する取組みを踏まえた対応が求められることが増えると思われれます。弊所では、『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を実施しており、8月29日に第9回として「人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権 DD”」と題するウェビナーを配信しております¹。こちらのウェビナーの詳細については、下記をご参照ください。

[『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第9回「人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権 DD”』』](#)

なお、本ウェビナーでは第9回と第10回において「人権×M&A」を2回に分けて説明しております。

II. 人権×M&A

近時、全世界的な地政学的リスクの高まりを受け、企業としてもいつ、どのような形で紛争等の影響を受けることになるのか予想が難しい状況になっています。紛争等の影響を受

¹ 人権デュー・ディリジェンスの基礎については、弊所が昨年実施した『2022年人権 DD 連続ウェビナー』において、詳しく解説しております。こちらも [MHM マイページのアーカイブ](#)からご視聴いただけますので、是非ご参照ください。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

ける地域においては、企業は人権の観点からも極めて難しい判断を短期間に迫られることとなり、かかる局面において的確な判断を行うには、いかに平時から備えておくかが重要となります。第9回において取り上げる紛争等の影響を受ける地域における“責任ある撤退”や、“強化された人権 DD (Heightened Human Rights Due Diligence)”において示されている観点は、M&A (事業の売却や投資) と深刻な人権課題が交錯する一つの典型的な論点です。

そこで、第9回において、紛争地域等の M&A においてどのような人権課題が、どのように問題になってくるかを踏まえた上で、第10回において、平時の M&A の場面においてどのように人権課題に取り組むべきかを検討します。

Ⅲ. 強化された人権 DD

1. 背景

強化された人権 DD の議論とは、具体的には、紛争地域においてはステークホルダーが人権への深刻な負の影響を受ける可能性が高く、そのような地域で事業活動を行う企業としても意図せず紛争等に加担する可能性があることから、かかるリスクに応じて強化された態様での人権 DD を実施すべきという議論をいいます。

UNDP が発行する、紛争地域下における強化された人権 DD のガイドライン(「UNDP ガイドライン」といいます。)においても、紛争等の影響を受ける地域下で、紛争に中立かつ影響を与えない事業活動を行うことは不可能であると指摘されている²ように、紛争地域下で活動する企業は、不本意又は無意識のうちに紛争等を悪化させてしまう可能性(「紛争スパイラル」に巻き込まれる。)があります³。

紛争地域において企業が直面する人権リスクには、例えば、①国際的な犯罪組織への資金提供、②疑わしい資産の取扱い、③占領地での投資、④強制労働、⑤治安部隊による暴力、⑥国際的な制裁に違反した取引の実施、⑦武装集団又は残虐行為を行う政府への武器の提供等があげられます⁴。

一例として、武装集団や国際的な犯罪組織に資金を提供してしまうことは、人権の観点からもあってはならないことではありますが、他方で、国連の文書⁵においても、紛争地域下で事業を継続するには、実際には武装集団とも何らかの交流が求められてしまうこともあると指摘されているとおり、紛争地域においては、地域を制圧した武

² UNDP (国連開発計画) “Heightened Human Rights Due Diligence for Business in Conflict-Affected Contexts: A Guide” (2022年6月公表)。なお、2023年9月には、OHCHR (国連人権高等弁務官事務所) より“Business and Human Rights in Challenging Contexts Considerations for Remaining and Exiting”と題する資料が公表され、企業が困難な状況におかれた際においても人権を尊重する責任を果たすために、指導原則の下で企業に期待される役割等について解説がなされています。

³ ABA (米国法曹協会) “A Guide to Human Rights Due Diligence for Lawyers” (2023年3月公表) 第15章

⁴ FAFO “RED FLAGS LIABILITY RISKS FOR COMPANIES OPERATING IN HIGH-RISK ZONES” (2008年5月公表)

⁵ United Nations “Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises Business, human rights and conflict-affected regions: towards heightened action” (2020年7月公表) 12-13頁

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

装集団が、武力を背景に、市民やビジネスを行う企業に対して通行料その他の金銭を徴収するといったこともしばしば行われており、現実には対応が極めて難しい問題です。

企業が深刻な人権侵害に関与してしまうリスクは、武力紛争やその他の暴力が蔓延している状況において特に高くなることから、企業はより強化された人権 DD の実施を求められることとなります。強化された人権 DD の実施は、紛争が起きてからの対応では不十分であり、現在紛争地域となっていないくても、世界情勢の変化によって今後紛争地域となり得る場所において事業を行っている、又は今後行おうとする企業にとっても、喫緊の課題であり、平時のうちから対応を進めておく課題といえます。

2. 強化された人権 DD の実行⁶

上記のような背景のもと求められる強化された人権 DD の具体的な内容としては、企業が、紛争の火種や引き金になっている状況もしくは紛争を激化させている勢力を特定することで、紛争地域下において企業活動から結びつく人権への負の影響（企業の活動が暴力の原因となったり、これを助長するなど）を回避・軽減することが重要となります。通常の人権 DD との違いは、紛争地域下または紛争地域となり得る場所というシビアな状況で実施され、特に紛争下における人権への負の影響を意識した DD であるという点です。

通常の人権 DD と同様に継続プロセスとして実施される必要がありますが、特に緊急事態下において、例えば、非国家集団による武器の収集、マイノリティグループの排除、ヘイトスピーチの増加、市民軍や準軍事組織の活動の兆し、通信チャンネルの取締り、NGO・国際組織・メディアへの締め付け、暴力の蔓延、避難民の増加等があれば、これらは強化された人権 DD を行うための警告サインとなります。

強化された人権 DD の第一手順としては、紛争そのものを理解し、自社の活動と紛争とのつながりをマッピングすることです。紛争そのものを理解するためには、紛争を形作する要因（政治的、経済的、社会的、環境的要因）、紛争の当事者及びその利益の特定、紛争の動向、紛争当事者によるソーシャルメディアの使用状況等の事項を分析することになります。

次に、そのような評価・分析を踏まえて、企業が人権に負の影響を与える原因となっている又はその可能性がある場合、当該影響を阻止、防止、救済するための適切な措置を講じる必要があります。このとき、リスクベースで優先順位付けをしてアプローチをすべきことは通常の人権 DD と同様ですが、強化された人権 DD においては、暴力の範囲、深刻度、武器を用いた暴力の是正可能性といった要素をも検討することになります。

そして、企業による影響力の行使は、一回限りのものではなく、継続的になされる必要があるところ、企業が講じた措置の有効性を追跡していくというプロセスも重要

⁶ 前掲注 2

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

になります。

これら一連のプロセスの中では、ステークホルダーと適切に対話を行っていく必要がありますが、強化された人権 DD においては、武装勢力そのものと対話をしていかなければならない場合が生じるといった点でよりシビアな対応が求められます。これについては、一企業での対応ではなく、他の企業、NGO、国際組織、現地政府等との連携の可能性を模索していくという観点も重要となります。

IV. 「責任ある撤退」の意義及び対応方法

強化された人権 DD にも関連する問題として、「責任ある撤退」という論点もあり、この点が、撤退の形態によっては M&A に関連してくる部分となります。

これは、有事の場面において、単に有事の地域から企業が事業活動を撤退・中断するというだけでは従業員を含む現地の人々の人権状況をより悪化させる可能性があったり、又は撤退等の方法によっては、紛争そのものにも影響を与え、それにより現地の人権状況に悪影響を与える可能性もあつたりするため、このような局面では、企業としては人権状況に配慮した形での撤退（「責任ある撤退」）を行うべきという議論です。例えば、ロシアのウクライナ侵攻後における企業の事業停止や事業撤退等の方法について上記の観点が問題となり得るところです。「責任ある撤退」については、2020年7月公表の国連報告書（脚注5参照）やUNDPより発行された強化された人権 DD に関するガイドライン（脚注2参照）等においても言及されております。

この「責任ある撤退」の場面においては、企業としては大変難しい判断を迫られる可能性があります。すなわち、このような局面においては、当該地域で事業を継続することが人権尊重の観点から問題が生じ得る可能性がある一方で、事業の撤退・停止の場面においてもその方法等によっては「責任ある撤退」を果たすことが難しい可能性もあります。

当該問題への対応方法については、紛争地域の状況が千差万別であることから、対応方法についても個別具体的に検討する必要があるという前提の上で、撤退が紛争の影響を受ける状況の中でその緊張を悪化させる可能性があるか、撤退・中断の決定による人権への悪影響がどの程度あるか等を、企業自身の撤退戦略の中で検討することになります。

具体的な対応方法の例としては、①平時からしておくべき対応として、紛争等が生じる可能性がある場合には事前に撤退計画を検討しておくことや平時からも採用できる有事を想定した緩和措置（例えば有事の際の雇用損失のリスクを緩和するための能力構築等）を講じること、②有事の対応として、(a)一定の緩和策（例えば危機が続く間は従業員が継続して収入を得られるようにすること等）を講じること、(b)事業の売却（M&A）等に際して、譲受先の人権配慮に関する評価を行うと共に、契約条項等を通して譲受先が責任を持った活動を行うように人権関連の方針・手続を実行することを求めること、(c)慈善プログラム等を提供している場合には、市民団体等の適切な主体に引き渡すこと等が挙げられます。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

もっとも、このような地域から撤退等するに際して、事業売却先を見つけることを含め撤退すること自体も難易度が高い状況であり、かつ、時間的制約が極めて制限されている M&A 取引等において、上記の様な対応を全て行うことは実務的には対応が難しい可能性もあります。そのような場合において、すべてのケースに当てはまる絶対的な解決策はなく、ケースバイケースで、紛争状況・人権に与える負の影響の可能性その他上記に掲げたような各種のポイントを丁寧に検討しながら対応することになりますが、場合によって、他の企業・団体と協働することや政府機関・国際機関等との協議等も含め、より集団的な解決策を模索するという視点も重要になってくるように思われます。

V. おわりに

本項では、M&A の局面において深刻な人権課題が交差する局面の重要な論点として、紛争地域等における「強化された人権 DD」や「責任ある撤退」の議論を取り上げました。今後、地政学リスクが益々高まる中、日本企業においても、平時からこうした課題を意識した事業戦略（又は将来的な徹底の可能性に向けた平時からの検討）等を行うことが重要となります。なお、次回第 10 回「人権×M&A②：M&ADD における人権の観点」においては M&A の DD におけるビジネスと人権の観点からの留意点等をご説明致しますので、そちらもご参照頂ければと存じます。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第9回「人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”』』](#)

視聴期間 2023年8月29日（火）～2023年10月31日（火）

講師 MHM「ビジネスと人権」プラクティスチーム

講義時間 約30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×危機管理
2.	人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドラインからの示唆
3.	人権×不動産
4.	人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理と人権
5.	人権×訴訟
6.	人権×株主アクティビズム
7.	人権×ファイナンス
8.	人権×ディスクロージャー
9.	人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”
10.	人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点

- セミナー 『不正・不祥事発覚時の初動対応～監査役等として押さえておくべきスキル・知識～』

開催日時 2023年11月1日（水）13:00～16:30

講師 山内 洋嗣

主催 公益社団法人 日本監査役協会
- セミナー 『金融機関における ChatGPT を含む生成 AI（ジェネレーティブ）活用の法律実務～利用態様を踏まえ、基礎から実務上のポイントまで詳説～』

開催日時 2023年11月24日（金）9:30～12:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社セミナーインフォ

NEWS

- ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、ニューヨークオフィス（正式名称：Mori Hamada & Matsumoto NY LLP）を開設し、業務を開始いたしました。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエートの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。

当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023 年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させていただきます。

- 児玉 みさき 弁護士が入所しました
(児玉 みさき 弁護士からのご挨拶)
拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、児玉みさきと申します。

2014 年から約 4 年間、Shearman&Sterling 法律事務所の東京オフィスにて執務し、証券法や内部調査、カルテル、紛争解決等の多様な分野に関連する業務に携わりました。その後、2018 年から 5 年にわたり、経済産業省通商政策局通商機構部国際経済紛争対策室にて、アンチダンピング協定及び政府調達協定を担当し、政府として日本企業をサポートするとともに、RCEP、CPTPP をはじめとする FTA/EPA 交渉に従事しました。また、WTO 紛争解決手続の当事国案件及び第三国案件に主担当として注力いたしました。ベルン大学 World Trade Institute 及びニューヨーク州フォーダム大学ロースクールでは、国際経済法を中心に専門的な知識を深め、また博士前期・後期課程では、WTO 協定と開発について研究し、修士及び博士号を取得しました。2010 年から 2011 年には、貿易と開発の担当と

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

して、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部にて勤務いたしました。

今般、関税・貿易救済をはじめとする伝統的な通商措置だけでなく、経済安全保障、環境、人権の分野においても、通商実務の重要性はますます高まってきております。森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの研究及び実務に関する知見・経験を活かしつつ、質の高いサービスをご提供し、皆様のお役に立てますよう、最善を尽くしてまいります。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

2023年9月吉日

ニューヨーク州弁護士 児玉 みさき